北海道苦情審査委員の活動状況報告

北海道苦情審査委員に関する条例(平成10年条例第45号)第18条第2項に基づき、令和3年10月1日から令和3年12月31日までの北海道苦情審査委員の活動状況を、次のとおり公表します。

令和4年1月31日

北海道知事 鈴 木 直 道

1 苦情申立ての状況

令和3年10月1日から令和3年12月31日までの苦情申立ては1件となっており、表1及び表2のとおりである。

表1 対象機関別の苦情申立ての状況

(単位:件、人)

対象機 関	人 人等
知 事 1 1	0
総 務 部 0 0	0
総合政策部の	0
環境生活部 0 0	0
保 健 福 祉 部 1 1	0
経 済 部 0 0	0
農 政 部 0 0	0
水 産 林 務 部 0 0	0
建 設 部 0 0	0
出 納 局 0 0	0
教 育 委 員 会 0 0	0
選 挙 管 理 委 員 会 0 0	0
連合海区漁業調整委員会 0 0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会 0 0	0
内水面漁場管理委員会 0 0	0
公営企業管理者 0 0	0
病院事業管理者 0 0	0
小 計 1 1	0
道の機関以外の	0
合 計 1 1	0

(注) 知事部局の所管部(局)別内訳には、振興局等出先機関に係る ものを含む。

表 2 申立事項

区分	件 数	申	<u> </u>	事	項
保健福祉部	1	道職員による	侮辱行為につい	T	

2 苦情申立ての処理状況 苦情申立ての処理の内訳は、表3のとおりである。

表3 苦情の処理状況

区分	件 数
審査を終えた事案	3
審査をすることができない事案	0
審査を中止した事案	0
審査中の事案	1
制度の対象外となった事案	0
審査することが適当か申立ての 内容を検討中の事案	0
合 計	4

[※]審査を終えた事案のうち1件は令和3年度第1四半期、2件は第2四半期からの継続分である。

3 苦情審査結果の内訳

審査を終えた事案の審査結果の内訳は、表4のとおりである。

表4 審査の結果

区分	件 数
是正又は改善措置を講じる勧告をしたもの	0
制度改善を求める意見表明をしたもの	0
申立ての趣旨に沿ったもの	0
申立ての趣旨に一部沿ったもの	1
道の機関の行為に不備がないもの	2
合 計	3

4 勧告及び意見表明の状況 勧告及び意見表明したものはない。